

部落解放同盟奈良市支部協議会との協議 会議録

- 開催日時 平成 21 年 4 月 20 日（月）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 場 所 奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室
- 議 題 部落解放同盟奈良市支部協議会からの要望書に対する文書回答の内容について
- 要望書概略 1 奈良市の同和行政に対する基本姿勢
2 条例の改正理由と方向性
3 報道への行政の取り組み
4 戸籍や住民票不正取得防止への取り組み
5 インターネット・携帯サイトでの差別防止の取り組み
6 人権文化センターの体制の充実
7 貸付金や住宅家賃滞納への対処
8 改良住宅の今後の対応
- 出席者 部落解放同盟奈良県連書記次長、書記
部落解放同盟奈良市支部協議会議長、各支部長、役員、外
（合計 19 名）
人権文化推進室長、人権施策課長、人権啓発課長、市民課長、
住宅課長 （合計 5 名）
- 報道関係者 9 名

1. 部落差別はなお存在しています。奈良市としての同和行政に対する基本姿勢をお聞かせください。

(回答)

同和対策の特別法は平成13年度末をもって終了しましたが、特別法の有無にかかわらず、部落差別がある限り、同和問題の解決に向けた取り組みを進めなければなりません。

同和問題への取り組みを、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくには、同和問題を人権問題の本質から捉えるという市民意識を醸成させるものとして成果をあげることが重要であると考えます。このことから、人権行政の推進にあたっては、昭和40年に出された同和対策審議会答申の精神を踏まえ、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・奈良市人権文化のまちづくり条例に基づき、「奈良市人権文化推進計画」及び「奈良市人権教育推進についての指針」に沿って、教育・啓発を中心とした取り組みを進めてまいります。

2. 1994年9月に制定された「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」について、側聞するところでは名称変更が検討されているようですが、その理由と方向性をお聞かせください。

(回答)

本市をとりまく人権に関する施策やその考え方は大きく変わってきているのが現状であります。「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」は一定の役割を果たしましたが、今、市民が市に求めている人権施策や、今後取り組んでいく人権行政の考え方とは、差異が生じてきたと考えられます。

人権条例の目的とするところは、すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会の実現であり、人と人とのつながりを重視した、共に支え合う社会づくりが求められています。

そこで、奈良市では現行条例を全面改正し、あらゆる人権問題に対応するため推進体制の充実や施策の総合的な推進に努め、市と市民がお互いの役割を認識し協働することにより、差別のない人権文化のまちづくりを進めるための基本となる条例を目指すものであります。

3. 一部マスコミなどでは「旧同和地区」という表現を使い、「もはや同和問題は終わった」かのごとく報道しています。また昨今の各自治体における財政悪化の原因を「同和対策事業」にありとする誤った報道も、去る11月15日付けの朝日新聞奈良版のごとくなくなっていますが、「旧」という表現は、新たなる差別につながるものではないかと危惧しています。おそらくは報道関係者の偏見と無理解に基づくものと考えますが、これを打ち消すための行政の取り組みについて、どのように考えておられますか。

(回答)

同和対策の特別法が平成13年度末に終了したことにより、このような表現をしていると思われませんが、一部マスコミ等の中には報道機関であるにもかかわらず、このように誤った認識があることは、承知しているところです。

本市としては、このことについて当該報道機関に対し、認識を改めてもらうよう説明もしているところでございます。

部落差別が現存する現状から、同和問題が人権問題の中の重要な課題であるとの考え方から、今後も引き続いて、あらゆる機会においてこういった誤った認識を解消するための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4. 近年、行政書士、司法書士等有資格者による戸籍や住民票の不正取得事件が相次いでいます。私たちの取り組みの成果もあって、これらの取り扱いを厳しくする法改正等も行われていますが、様々な例外規定が悪用され、根本解決にはいたっていません。本人以外から請求があった時は、本人に通知するシステムを確立する必要があると考えますが、見解を示してください。

(回答)

戸籍謄抄本や住民票の写し等の不正取得の防止や個人情報の保護を図るため、平成20年5月1日戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、改正前は、弁護士等有資格者は、職務上必要がある場合は、戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付請求をすることができましたが、改正後は請求の事由等を明らかにし受任している事件又は事務に関する業務を遂行する場合は交付請求をすることができるという取扱いに改正され、職務上の請求につきましても厳格化されたところであります。

今回の法改正では、ご指摘の本人に通知するシステムは採用されませんでした。が、昨年12月全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会が、国に対して、弁護士等請求による戸籍謄本等の不正取得事案について本人通知等を法制化

する旨の要望をしたところであり、奈良市としましても、不正取得事案に対しては厳正に対処する必要があると考えております。

個人情報を取扱う職員として、改正法の趣旨を十分認識し、その適正かつ厳格な取扱いを徹底・励行し、プライバシーの保護を最重要課題とした事務処理を行ってまいります。

5. 相変わらずインターネットや携帯サイト上で様々な差別書き込みが頻発しています。また、グーグル社が提供しているオンライン地図サービス（ストリートビュー）は、重大なプライバシー侵害を生み出しかねない問題をはらんでいますし、yahoo オークションで、封印されていたはずの「壬申戸籍」が取り引きされようとしていた問題も惹起しています。情報化にともなって、これまで予想もしなかった新たな問題が次々に派生しており、県下市町村の連携による「啓発連協」インターネットステーションの努力をはるかに越える実態が広がっています。奈良市として、こうした事態にどのような対応をとらうのか、見解を聞かせてください。

(回答)

知りたい情報を誰でも簡単に、すぐに手に入れられる情報メディアとして、インターネットが小学生から高齢者まで利用が広まっています。こうした状況下で、インターネットを悪用した個人情報の流出、迷惑メール、有害情報等が社会問題化し、特に2ちゃんねるや学校裏サイトなど電子掲示板での差別的書き込みやプライバシーの侵害など人権侵害が多発していること、また「ストリートビュー」についても重大なプライバシー侵害を生みだしかねないことを十分に認識し、問題意識も持っています。

これらの問題に対して、法的には「プロバイダー責任制限法」によって掲示内容の削除や発信者の身元開示を求めることができるようになりましたが、事後処理であり残念ながら事前の有効な防止策とはなっていません。「表現の自由」や「通信の自由」などとの関係から難しい面もあるようですが、まずは、事前の何らかの法的規制は必要だと考えます。

奈良市としては青少年や市民に高度情報化社会に必要な教育・啓発を進めることも大切なことだと考えています。情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力だけでなく、メディアの特性や利用法を理解し適切な手段で自分の考えを他者に伝え、あるいはメディアで流れる情報を取捨選択して活用する能力を高めることや有害サイトアクセス制限も含めた人権教育・啓発を充実させ、地域社会のなかに人権意識の定着を進めていきます。

6. 「補充学級」、「カस्प21」と低学力克服と人材育成のためにとりくまれてきた施策が廃止されました。その成果を後退させる事のないよう、人権文化センターでは様々な取り組みが実施されています。しかし、各人権文化センターは、財政難や人材不足により、大変厳しい運営を強いられています。昨今の格差社会の中では、人権文化センター（隣保館）の役割はより重要性をましていると考えます。人権文化センターの充実に向け、専門指導員の配置など支援の強化を求めます。

(回答)

奈良市の財政再建の一環として人権文化センターにおいても予算の削減が求められていることについては理解を頂きたいと思えます。

さて、人権文化センターは今後幅広い市民交流の施設として活動が求められています。その中で高い専門性が求められる場合もあると考えますが、行財政改革の観点から人材不足を補うためにセンターの必要に応じた専門職を個別に配置することは非常に厳しいものがあります。

そこで、職員の資質向上による専門性を上げるということはいまでもありませんが、地域社会の資源、人材を活用することも大切だと考えています。

包括支援センター等の福祉施設、小・中学校、高等学校や大学等の教育施設、NPOやボランティア、その他地域社会の様々な団体や機関との連携を深め、協働する方向性を持ってセンター運営や事業に当たることで、センターの人材問題にも対応でき、それが「新たな公」の創造と「人権のまちづくり」につながるのではないかと考えています。

7. 同和事業の成果とは裏腹に、「負の遺産」が生じていることは私たちも痛苦に受け止めています。その最たるものに、住宅三資金や住宅家賃の滞納、高度化資金の滞納等々があります。現状と原因を詳細に捉え、市としてどのように対処されるのか、示してください。

(回答)

住宅新築資金等貸付金につきましては、平成17年1月から、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合で回収業務を行っておりますが、滞納者に対して詳細な事情調査を行い、返済中の借受人との均衡を保つことから、ケースによっては法的措置も含めた回収業務を行っております。滞納者の中には、経済的困窮や借受人の死亡等様々な状況が混在するなどそれぞれ事情を抱え

ており、これらも考慮しながら、公平・公正な対応をすることが、行政としてのあるべき姿であると考えます。

また、生業資金につきましても、借受人の事情調査を行いながら、できるだけ早い時期に目途がつくよう努めてまいりたいと考えております。

住宅使用料の滞納については、入居者の公正、公平の原則から最も許されるものでないと考えております。現在、当課がかかえる住宅使用料の滞納額の四分之三については、現年度の収納率が80パーセント前後で推移しており、20パーセントが未納となり毎年累積され多大な金額となっております。四分の一については、家賃制度の変更に反対して訴訟となった者の未納額です。対処方法といたしましては、一般向け、同和向けと分けるのではなく最初に述べましたように、滞納は最も許されない行為と考え、昨年設置されました債権回収対策本部とも連携し、督促、催促及び悪質な入居者に対しては、法的手段と段階をへて対処いたしたいと考えております。

8. 公営住宅法の一部改正により改良住宅家賃の応能応益的制度への移行が検討されています。公営住宅においてはすでに一部で生活安定層の部落からの流出、部落外からの低所得者層流入といった事態が進行しつつあることを危惧しています。また改良住宅については、事業の趣旨、目的からして一般の公営住宅と同じ論理で整理されることには抵抗感があります。いずれにしても、各地域でこれまで育んできたコミュニティが損なわれることになってはいけませんし、今後の社会保障やセーフティネットを展望すれば、地域コミュニティで、お互いに支えあえる、住みよいまちづくりを目指す必要があります。奈良市は次年度から実態調査をはじめるとされていますが、その内容をお示しください。またその実施にあたっては、地区住民と十分協議してください。

(回答)

平成8年に公営住宅法の改正があり、それまで定額制であった家賃を入居者の収入によって変わる応能応益制に家賃制度の変更がありました。このことにより奈良市においても市営住宅の家賃制度を平成10年に応能応益制に変更いたしました。しかしながら、改良住宅等については、従来どおりの定額制にとどめておりました。

2年前に発生いたしました一連の不祥事を発端に同和行政の見直しが行われ奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会が設置され検討された結果、家賃制度については別途検討委員会を設置して検討することと

なり、奈良市改良住宅家賃等検討委員会が設置され一年を費やし検討された結果、住宅地区改良法による限度額の範囲内で応能応益的家賃制度を採用することが適当であるとの提言が出されました。その他、提言には適正管理のためにも実態調査を実施し、実態把握をする事が内容に明記されております。

公営住宅の不正入居については、最も許されない行為ではありますが処理には時間と人員が必要であったことから、改良住宅全体を対象に実施した経緯が少ないのが現状です。

貴協議会が重要と考えるおられる地域コミュニティは我々も当然、重要と考えております。それを壊す様な施策、行為は実施するつもりはございません。

しかし、現状把握の意味において実態調査は必要でありますので、次年度において実施したい考えでおります。日程等調査方法については十分協議を行いたいと考えておりますので貴協議会のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

----- 質 疑 応 答 -----

1. について

支部長：回答の中に「特別法の有無にかかわらず、部落差別がある限り、同和問題の解決に向けた取り組みを進めなければなりません。」とあるが、他の市町村では同和対策事業の終了と共に差別がなくなかったと言っていると思う。中で、奈良市としては、一貫して「差別があろうがなかろうが取り組んでいく」と言っている姿勢は我々としても評価していかなくてはならないと思っています。これは質問ではないが、問題は部落差別の現実が重要。差別をなくすためには現実をしっかり把握していなければならない。その受け止め方ひとつで姿勢が変わってくる。地域の人たちの生活にどんな差別の実態があるのか、そういう実態を掴んで欲しい。

支部役員：回答の最後に、「教育・啓発を中心とした取り組みを進めてまいります。」とあるが、この時点でわかっているのであれば、どのような教育、啓発をしていこうと考えているのか教えてください。

人権文化推進室長：同和対策事業は様々な施策を行ってきて、一定の成果の元に事業は終了しました。しかし、残る課題は、やはりソフト面の課題です。人の意識の問題であり、インターネット、落書き等、様々な形で差別事象が発生しているというのが現状です。ですから、教育及び啓発を中心として、学校現場では教職員を中心に人権教育を実施しているし、今後もそれを継続させていくということと、学校現場だけでなく、あらゆる場で教育というのは生きていくと思います。例えば、生涯学習であるとか公民館活動であるとか、人権を視点に話し合うことや、同和問題についてそれぞれの思いを話し合う。言い換えれば自らの課題であるという意識付けを市民が持つていく、そのような取り組みを行っていかなければいけません。

啓発というのは、様々な方法があるわけですが、市が主催する啓発事業もありますし、広報誌を通じての啓発もあります。これは主に人権啓発課、あるいは人権文化センター等でそれぞれの地域の取り組みを進めているわけですが、これを市全体に広げていくと、こう考えております。

支部長：これからの高齢化社会の中で、病院や福祉の関係施設における虐待など、そういった人権問題がメインになるので、それも視野に入れて、これからの時代を見据えた、しっかりとした文言を回答に入れてもらわなければならない。部内で検討いただいて、取り組んでいただきたい。

もうひとつは、奈良市内に様々な人権団体があるとおもうが、そういった団体に窓口を開いてもらって、人権に関わってソフト面での様々な意見を吸収してもらい、奈良市として人権文化の花を咲かせるような、人権施策を考えていただきたい。

支部役員：学校現場の問題についてですが、学校の中で部落問題から少しずつ広がって教えようとする中で、部落問題が薄められていくことを危惧しているのですが、その中で、一生懸命進めていこうという先生が減り、人的にも予算的にも減らされ、人権教育を進めにくい状況にあるのではないのでしょうか。

人権文化推進室長：奈良市だけではなく、全国的に、財政状況の悪化から、行財政改革というのが進められているのが現状です。奈良市におきましては、2年前に「人権教育推進についての指針」を策定しています。特に教育面にも力を入れようということでこの指針を策定したのですが、こういう指針に基づいて人権教育を進めていこうと、学校現場では、それぞれの学校の体制の中でできる限り人権教育に取り組んでいこうと考えています。実際に取り組んでいる内容について十分かそうでないかは今現在把握していませんが、今いただいた意見を踏まえまして、教育委員会等とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

奈良市支部協議会議長：これまでの取り組みや成果を把握してもらわなければ今後の課題に結びつかないので、行政も学校もしっかり把握してください。

2. について

支部長：条例について、「今、市民が市に求めている人権施策や、今後取りくんでいく人権行政の考え方とは、差異が生じてきたと考えられます。」とあるが、詳しく教えてください。

人権文化推進室長：旧条例「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」は、平成6年に制定されたものですが、内容を見ますと、同和問題を軸に構成されている条例です。特に4条の中で書かれていますように、「生活環境の改善、福祉の充実、産業の振興、・・・」とうたわれていますけれども、10数年経過いたしまして、社会の状況が変わってきていると共に、新たな課題が生まれてきているのも確かです。虐待であるとかDV

であるとか、いわゆる社会問題化しているような新たな課題もでてきているという現状の中で、あらゆる人権課題に対応していく条例にしていこうということで全面的に改正させていただきました。

もう一点付け加えさせていただきますと、この条例に基づいて行政が施策を進めていくのは当然のことですが、これからは市民の参画と協働ということで、行政と市民が一体となってあらゆる場で人権をテーマにした様々な活動をしてもらう、市民の意識の中にも「人権」を醸成させていくような環境づくりを行政が行っていくというところに大きな意義があるのではないかと考えております。

支部役員：「市民の意識が変わってきた」とありますが、どのあたりで把握されているのでしょうか。

人権文化推進室長：5年に1度の間隔で「人権に関する市民意識調査」を実施しております。意識調査を分析し、傾向等をみながら進めていかなければならないと考えています。十分に反映されているかは確実に言えないかもしれませんが、この意識調査である程度の把握はしております。

支部役員：去年された意識調査の中で顕著に見られる部分はどこでしょうか。

人権文化推進室長：今は分析した結果をもっていませんので、わかりません。

支部長：公表はしないのですか。

人権文化推進室長：まだ分析中ですので、集計して冊子になり、公表できる段階になれば公表します。

支部長：大阪市の市民意識調査で、「部落の人は怖い」というような悪い部分のデータがぐんと上がってきている。反対に評価する部分もある。このように、具体的に出ています。奈良市も大阪市のように具体的にしないといけないのではないかと。

人権文化推進室長：市民意識調査は、部落問題だけを捉まえて行ったのではありません。調査では様々な人権課題が出てきているということ踏まえまして、人権についてどういうイメージがあるのか、どういった施策が必要なのか、といった角度から設問していたと思います。すべての人権課題について市民の意識を調査しております。

支部役員：意識調査だけで市民の意識がわかりますでしょうか。その調査がどれだけ市民に浸透しているか。

人権文化推進室長：私どもも、意識調査だけですべての市民の意識が反映されているとは考えておりません。我々が市民にアプローチしながら、どういった施策が必要なかを反映していかなければいけないと考えております。

奈良県連書記次長：同和対策の全ての制度が終わったとしても、実態調査は続けていくべきだと思います。今の状況は、一般施策で部落の課題も対応していこうとなっていますが、行政の責務として差別があるかぎり同和施策は続けていくと言うならば、部落差別があるかどうかを調べることは行政の責任としてありますね。真剣に考えていただきたいと思います。解放同盟の県連は県下 6 支部で実態調査をしようと思っています。経済的状況に比重を置いた物ではなくて、村に対する意識などを考えておりますが、そういう調査はある程度、自力でやりますけれども、行政としても実態の把握の必要性を考えていただかなくてはならないと思っています。

3. について

支部役員：報道機関に説明をされて、その結果はどのような対応だったのか。

人権文化推進室長：説明をさせていただいて、理解をしていただきました。

支部役員：記事の訂正はなかったのか。

人権文化推進室長：訂正は求めているけれども、表現の間違ひについて指摘しました。

奈良県連書記次長：マスコミの意識を変えるのが行政責任かどうかということも含めて、検討し直す時代です。我々解放同盟もマスコミ懇談会で、こういう認識ではいけないのではないかとことを訴えかけています。行政も訴えかけているということですが、それをすべて行政がやるべき責任かという、私は少し考慮する部分があると思います。マスコミに対する取り組みを報告していただきましたけれども、それは評価をしながら、我々も取り組むというスタンスでいいのではないのでしょうか。

4. について

支部長：司法書士や弁護士等、当事者以外が住民票を請求しているのは奈良市でどれくらいの件数があるのか。

市民課長：窓口では本人に申請書を書いていただいています。それ以外に郵送で請求する場合は本人以外の請求がありますが、郵送の中での司法書士・弁護士の請求件数はカウントしていないが相当数あるのは間違いありません。

奈良県連書記次長：今回問題になっている、委任状を偽造して不正に住民票等を取得するのは奈良市の事例が発覚して犯人が逮捕されているので、奈良市で起こったことは間違いありません。他の市町村でも取得しているということは、犯人が取り調べの中で言っているので、県連としても委任状を偽造して委任状を取った例がありますかと尋ねると、委任状の枚数については情報公開の対象になっていないということで、実際には公表できないことになっています。情報公開条例が先にあるので、委任状を偽造して、部落かどうか身元調査をしたという事例が後回しになってほとんど関心を持っていないという市町村が多くあります。例えば奈良市はそういう事例が他にあったかどうかは調査されましたか。

人権文化推進室長：事例の対象は確認したと聞いています。

奈良県連書記次長：請求については情報公開の対象になっていないため、調査の対象になっていから、本人通知制度ということで対応するという対案としてだしていることです。決して他人事ではないので、主体的に考えてもらえないでしょうか。

市民課長：奈良県全体の中で、戸籍等の連絡協議会があります。こういった問題がある中で本人宛の通知ができるかどうか、あるいはどういう課題があるか、それを克服するにはどうすればいいか、それを含めまして、3月に各市町村に投げかけておりますので、極力、協議会の中で協議をして、統一的な意見を聞きながら、奈良市としても、できるようなことがあればすぐに取り組みをしてまいりたいと考えております。今、そういう研究をしている段階でございます。

5. について 質問なし

6. について

支部役員：職員の資質向上について、市の職員がしっかりしないと地域社会の資源、人材を活用するということはなかなかできないのではないのでしょうか。一般行政職を見ていると、年に1回しか研修していない。

人権啓発課長：人権文化センターの職員が、県の主催であるとか、そのほか多様な研修の機会があります。そういうことに関わって、様々なところで研修をして人権意識を高めてもらって、専門性を上げていってもらおうというのが一つのスタンスです。市全体としても部単位で人権研修ということで取り組んでもらっています。もうひとつは地域にも専門性をもった人がいるでしょうから、そういう人たちと協働して一緒にやっていくということが一つの方向性だろうと思います。

支部役員：人権文化センターは各地にあるが、児童館がないところがある。子どもの育成には児童館があることは大きい。

人権啓発課長：奈良市全体の予算の配分をどこに集中していくか、という判断もあるでしょうし、財政状況は非常に厳しくなっています。使える施設や人たちと共同利用することがこれから一番大事な事だと考えています。

支部役員：高校生の学習会を人権文化センターでやっていましたが、お金がなくなったら、これまで続けられてきた大事な事業も切られてしまいます。それぞれの人権文化センターで、相談をかけられたら、それに答えていただけるような姿勢をもっていただきたいと思います。低学力の克服や人材育成は大切なことなので地区の中退や進学率など把握していたら教えていただけますか。

人権啓発課長：各人権文化センターで事業目的を中心に事業展開をするように伝えていきたいと思っています。高校中退者等を教育委員会が掴んでいるかどうか確認していきたいと思っています。

7. について

支部長：奈良市として、督促状を出すなどの努力をしているでしょうけれども、管理監督責任はないのか。具体的にどれだけ努力をしてきたか説明をしてほしい。

人権文化推進室長：住宅新築資金等貸付事業について、8割強は返済されています。2割弱は滞納されているんですが、当然ながら督促をしたり、悪質滞納者には裁判所に申立をした事例はあります。組合によりますと、滞納者の実態調査はしており、本人との接触もしております。

支部長：改良住宅家賃については様々な状況も考慮して丁寧な接し方をして欲しいと思います。

住宅課長：苦しい生活をされている方には家賃の減免制度もありますので、法に則した形で対応していきたいと思います。

支部役員：一般向けと市営住宅の滞納状況は。

住宅課長：平成19年度分ではありますが、家賃の収納率は一般向けの市営住宅は89パーセント、地域向けは76パーセント、改良住宅は88パーセント、コミュニティについては86パーセント、という数字は出ております。

8. について

支部長：前の住宅家賃の検討委員会で改良住宅については応能応益性ではなく、家賃は定額値上げの提言が出たのが反映されていないのはどういう事か。納得できる経緯、理由を説明して欲しい。

奈良県連書記次長：これは国交省の通達で、定額制ということになっているんですね。応能応益は公営住宅について適用するけれども、改良住宅については適用しないのですよね。

住宅課長：前回の家賃検討委員会の提言については、今回の委員会でも指摘を受けたところです。市営住宅の応能応益制は収入によって家賃を決定していますが、改良住宅については改良住宅法により上限を決めよという提言の趣旨です。上限を決めるというのは、市営住宅と改良住宅では建設の目的が違います。市営住宅は住宅困窮者に対する住宅であり、検討委員会で検討されて、改良住宅については地区改良事業で協力していただいた方で、当然それなりの配慮が必要だから、上限は決めるということです。

奈良県連書記次長：今のところ国は改良住宅について変えることはGOサインを出していないと思うんですよ。独自に奈良で決めてもいいと思うんですが、今の話で、検討委員会の経過を踏まえて、前の検討委員会で検討されたことを反故にするのはどうなのでしょう。検討委員会からの提言を受けて奈良市で独自に判断するという手続論ではダメなんですか。

住宅課長：提言はあくまでも提言ですので、受けて適用するかどうかは市の判断だと思います。

奈良県連書記次長：経過をもう少し整理すべきだと思います。経緯をふまえた上で家賃を考えて欲しい。

住宅課長：結論としてまだ家賃をどうするかはまだ決まっていますが提言は十分尊重したいと考えています。しかし、今の段階では何もいえませんので実態調査を行った結果をみて相談いたしたいと思います。

奈良県連書記次長：住宅を減らして分譲していくとか、実際に部落の中に入ってくる低所得者というのは本当に生活がすさんでいますし、部落のまちづくりと言う面でも県連の住宅対策委員会で検討していますので、個別の問題もあるけれども、トータルに話し合いをしましょう。

支部長：家賃の検討委員会の結論の時期は何時までとかあるのか。

住宅課長：実態調査の結果をみて検討していきたいと思います。

支部長：8項目にわたり、要望書に対する回答をいただきましたが、まだ不十分な回答がありますので、今後はまた課題としてそれはそれで協議していきたいと思いますので。

人権文化推進室長：協議の場をもたせていただきましたが、要望書に対する回答に沿って進めてまいりましたが、皆様の意見や思いも伝わってきました。課題もあると思いますが、これから一つ一つ取組を進めてまいりたいと思います。今日の意見も受け止めましてこれからの施策に生かしていきたいと思います。今後必要があれば、またこのような場をもうけさせていただきたいと思います。